

●香川県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した香川県立津田病院及び丸亀市綾歌養護老人ホームについて、平成19年4月2日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成19年4月13日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略	略	略	略	略	略
医療法人清和会清水病院	略	略	医療法人清和会清水病院	略	略
			<u>香川県立津田病院</u>	<u>さぬき市津田町津田1673</u>	<u>昭和27年9月26日</u>
医療法人日昭会岡病院	略	略	医療法人日昭会岡病院	略	略
略	略	略	略	略	略
2 略			2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略	略	略	略	略	略
特別養護老人ホーム なでしこ香川	略	略	特別養護老人ホーム なでしこ香川	略	略
			<u>丸亀市綾歌養護老人ホーム</u>	<u>丸亀市綾歌町栗熊東713</u>	<u>昭和38年10月31日</u>
丸亀市亀寿園	略	略	丸亀市亀寿園	略	略
略	略	略	略	略	略
4・5 略			4・5 略		